

東日本旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則

平成13. 10. 31
東日本旅客鉄道(株)
公告第24号

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、ICチップを内蔵するカード等に記録された金銭的価値等（以下「Suica」といいます。）の利用者に提供するサービスの内容とその利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 Suicaによるサービスについては、この規則の定めるところによります。

- この規則が改定された場合、以後のSuicaによるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。
- 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条、第45条の2及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。
- 加盟店での商品購入等にかかわるSuica電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号）等の定めるところによります。
- 東京モノレール株式会社でのSuicaを使用した旅客の運送等については、東京モノレール株式会社の旅客営業規則等の定めるところによります。
- この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

(用語の定義)

第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 「記名Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたSuicaをいいます。
- 「無記名Suica」とは、前号以外のSuicaをいいます。
- 「小児用Suica」とは、小児の利用に供する記名Suicaをいいます。
- 「Suica媒体」とは、Suicaとして使用できる当社所定の情報記録媒体をいいます。
- 「SF」とは、第20号に規定するSuica取扱事業者が相当の対価を得て、Suicaに記録した金銭的価値をいいます。
- 「チャージ」とは、SuicaにSFを積み増しすることをいいます。
- 「デポジット」とは、第20号に規定するSuica取扱事業者が利用者にSuica媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいます。
- 「ICカード乗車券」とは、本規則に基づき旅客の運送等のサービスを受けられるSuicaをい

います。

- (9) 「Suica 乗車券」とは、IC カード乗車券のうち Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券以外のものをいいます。
 - (10) 「Suica 定期乗車券」とは、第 26 条及び第 26 条の 2 に基づき発売する定期乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、この規則の定めによるほか、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「旅客規則」といいます。）に定める定期乗車券に準じて取り扱うものをいいます。
 - (11) 「Suica 時差通勤定期乗車券」とは、Suica 定期乗車券のうち第 26 条の 2 に基づき発売するものであり、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日以外の日に、別表第 5 号の 5 又は第 5 号の 6 中駅欄に記載された駅（以下これらを「ピーク時間帯設定駅」といいます。）において、これに対応する同表中ピーク時間帯欄に記載された時間帯（以下「ピーク時間帯」といいます。）に入場した場合に、その使用に制限を受ける通勤定期乗車券をいいます。Suica 時差通勤定期乗車券については、この規則の定めによるほか、当社が別に定めるところによります。
 - (12) 「Suica 特別車両券」とは、第 27 条に基づき Suica 定期乗車券、Suica 企画乗車券又は Suica 乗車券に発売する IC カード乗車券であって、旅客規則に定める特別車両券に準じて取り扱うものをいいます。
 - (13) 「Suica 企画乗車券」とは、第 27 条の 2 に基づき発売する特別企画乗車券の情報が記録された IC カード乗車券であって、旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別の運送条件を定めた乗車券類に準じて取り扱うものをいいます。
 - (14) 「自動改札機」とは、IC カード乗車券の改札を行う改札機をいいます。このうち、ゲート式の自動改札機以外を「簡易 Suica 改札機」といいます。
 - (15) 「最低運賃相当額」とは、第 28 条に規定する IC 運賃で、当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用するもののうち、旅客規則第 73 条第 1 項に規定する旅客の区分ごとに最も低額なものをいいます。
 - (16) 「Suica 入場サービス」とは、第 54 条の 2 に定める Suica の SF を利用して駅構内に入場するサービスをいいます。
 - (17) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。
 - (18) 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいいます。
 - (19) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいます。
 - (20) 「Suica 取扱事業者」とは、当社及び東京モノレール株式会社をいいます。
- 2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。

（契約の成立時期）

第 4 条 本規則に基づく Suica に係る契約の成立時期は、Suica 取扱事業者が旅客に Suica を交付したときとします。

（Suica カードの貸与及び所有権）

第 5 条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、Suica 取扱事業者は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいます。）を利用者に貸与します。

- 2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。
- 3 前 2 項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを Suica 取扱事業者に戻却し

なければなりません。

(デポジット)

第6条 前条の規定により、Suica 取扱事業者は、Suica カードを利用者に貸与する場合、デポジットとして Suica カード1枚につき 500 円を現金で収受します。

- 2 Suica 取扱事業者が貸与した Suica カードを、利用者が Suica 取扱事業者に返却したときは、第 11 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。
- 3 デポジットは SF の使用等に充当することはできません。

(Suica の発売)

第7条 第5条の規定により Suica 取扱事業者が利用者に Suica カードを貸与する場合は、Suica 取扱事業者は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します（以下この取扱いを「Suica の発売」といいます。）。

- 2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みの際には、氏名、生年月日及び性別を記載した Suica 取扱事業者が別に定める申込書を提出しなければなりません（利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。）。
- 3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みの際には、Suica 取扱事業者が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、Suica 取扱事業者は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。
- 4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。
- 5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。

(変更)

第8条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第 2 項の取扱いを準用します。

- 2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第 2 項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。
- 3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、Suica 取扱事業者が別に定めるところにより、小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第 15 条の規定により払いもどしを行うことができます。
- 4 小児が小児用 Suica 等（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含みます。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。

(制限事項等)

第9条 偽造、変造又は不正に作成された Suica を使用することはできません。

(制限又は停止)

第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、Suica 取扱事業者における Suica の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。

- 2 Suica の改良その他 Suica 取扱事業者が適切と認める場合には、Suica 取扱事業者は Suica の

利用者に Suica の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(失効)

第 11 条 Suica の発売若しくは交換、SF の使用、SF のチャージ、Suica 定期乗車券の購入、払いもどし若しくは更新、Suica 特別車両券の購入若しくは払いもどし、Suica 企画乗車券の購入若しくは払いもどし又は Suica の再発行の請求に基づく使用停止措置のいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10 年間これらの取扱いが行われない場合には、Suica に係る利用者の権利は失効します。

2 故意に Suica を破損させ、本規則の定めるサービスの提供に支障を生じさせた場合には、当該 Suica に係る利用者の権利は失効します。

(チャージ)

第 12 条 Suica には、Suica の処理が可能な自動券売機（指定席券売機を除きます。）及び多機能券売機（以下これらを「乗車券類発売機」といいます。）、のりこし精算機及びのりつき精算機（以下これらを「自動精算機」といいます。）等によってチャージすることができます。ただし、Suica 1 枚あたりの SF の残額は 20,000 円を超えることはできません。

(SF 残額の確認)

第 13 条 Suica の SF 残額は、Suica の処理が可能な自動改札機（特別車両に設備された自動改札機（以下「車内改札機」といいます。）を除きます。）、乗車券類発売機又は自動精算機等によって確認することができます。

(SF 利用履歴の確認)

第 14 条 Suica に関する利用履歴は、乗車券類発売機等によって次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 利用履歴の内容は、SF を使用して乗車若しくは入出場し、精算し又は乗車券類等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所（又は運賃收受区間）、取扱後の SF 残額、Suica 特別車両券の購入を行った場合の取扱月日、有効区間、取扱後の SF 残額、チャージを行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額及び SF を使用して商品購入等を行った場合の取扱月日、取扱後の SF 残額とします。

(2) 26 週間を経過した利用履歴は、確認することはできません。

(3) 利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 100 件までさかのぼることができます。この場合、利用履歴の印字による確認は、以下のものを除き乗車券類発売機等によって行うことができます。ただし、駅により利用履歴の印字による確認ができない場合があります。

ア 印字当日に 21 回以上 SF を利用した場合（入場から出場するまでを 1 回と数えます。）で、20 回を超える利用履歴

イ 出場処理がされていない利用履歴

ウ 自動改札機による改札の処理が完全に行われなかったときの利用履歴

エ その他、取扱機器による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

(4) 利用履歴の表示は、最近の利用履歴から 20 件まで表示します。ただし、前号アからエの場合は表示による確認はできません。

(払いもどし)

第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は Suica 取扱事業者が指定する駅に Suica カード

- を返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額。以下この条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（SF 残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
- 2 記名 Suica の払いもどしは、Suica 取扱事業者が別に定める申込書の提出及び公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する利用者が当該記名 Suica の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。
 - 3 Suica 定期乗車券が発売されている Suica が不要となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。
 - 4 Suica 特別車両券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条に規定する取扱いを行った後、第 5 項及び前各項の取扱いをします。
 - 5 Suica 企画乗車券が発売されている Suica を払いもどしする場合は、第 49 条の 3 に規定する取扱いを行った後、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の取扱いをします。
 - 6 第 59 条に規定する当社以外の交通事業者が提供するサービスがある Suica は、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いをします。

（紛失再発行）

第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、Suica 取扱事業者は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。

（注） 定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあっては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが、再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができる。

- (1) 再発行の請求に際して、記名人が、Suica 取扱事業者が別に定める申込書を Suica の紛失再発行を行う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること
 - (3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること
- 2 Suica 取扱事業者は、前項により再発行する記名 Suica 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 6 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。
 - 3 Suica 取扱事業者が、記名 Suica の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。
 - 4 第 1 項に規定した期間内に、再発行する Suica の引取りが行われない場合、Suica 取扱事業者は、当該請求に基づく Suica の交付は行いません。
 - 5 利用者は、第 11 条第 1 項の規定により失効した Suica の再発行の請求はできません。
 - 6 記名 Suica の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 Suica を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 Suica の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 Suica で受けていたいずれのサービスも受けることができません。
 - 7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。

(障害再発行)

第 17 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機若しくは Suica の処理が可能な指定席券売機並びに車内補充券発行機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合等で、利用者が当該 Suica とともに Suica 取扱事業者が別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、Suica 取扱事業者は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。

(注) 定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあつては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができる。

(免責事項)

第 18 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。

2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が Suica 媒体により便益を取得したことによって又は Suica 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。

3 Suica 取扱事業者は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、当該記名 Suica の払いもどしや SF の使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

(IC カード乗車券による旅客の運送等)

第 19 条 IC カード乗車券による当社線にかかわる旅客の運送等については、この編の定めるところによります。

(運送契約の成立時期)

第 20 条 IC カード乗車券による個別の運送契約の成立時期は、旅客が駅において乗車の際に自動改札機によって IC カード乗車券の改札を受けたときとします。

2 前項の定めにかかわらず、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券による個別の運送契約の成立時期は、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を購入したときとします。

3 第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合、第 1 項の定めによるほか、出場時に当該サービスによる契約が成立するものとします。

(Suica 定期乗車券における定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降

の取扱い)

第 21 条 Suica 定期乗車券を定期乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(Suica 企画乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降の取扱い)

第 21 条の 2 Suica 企画乗車券の有効期間の開始日前又は有効期間の終了日の翌日以降に使用する場合は Suica 乗車券として取り扱います。

(使用方法)

第 22 条 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札（新幹線停車駅における新幹線用の乗換改札機（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車の停車駅における乗換改札機を含みます。以下同じ。）での改札を含みます。以下同じ。）を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客は、IC カード乗車券の SF を乗車券類発売機若しくは指定席券売機及び車内補充券発行機によって乗車券類等と引換えることができます。ただし、定期乗車券又は別の Suica との引換えはできません。また、入場記録のない Suica 乗車券の SF は、Suica の処理が可能な自動精算機及び窓口精算機（以下これらを「精算機」といいます。）によって他の乗車券にかかわる精算を行う場合の精算に相当する額に充当することができます。
- 3 乗車券類発売機又は精算機によって前項の取扱いをする場合であって、SF 残額が引き換える乗車券類等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金、旅客規則第 306 条に規定するオレンジカード（以下「オレンジカード」といいます。）の残額、東日本旅客鉄道株式会社イオカード取扱規則（平成 19 年 2 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 28 号）に定めるイオカード（以下「イオカード」といいます。）の SF 又は他の IC カード乗車券の SF を当該乗車券類発売機又は精算機に充当することにより、乗車券類等と引換え又は精算することができます。ただし、オレンジカード及びイオカードの SF を Suica 特別車両券及び Suica 企画乗車券との引換えに充当することはできません。また、乗車券類発売機及び自動精算機においては、処理するオレンジカード、イオカード又は他の IC カード乗車券の枚数を制限する場合があります。なお、乗車券類発売機及び自動精算機において別にオレンジカード又はイオカードを使用した場合、当該オレンジカード又はイオカードを優先して処理を行います。
- 4 前 2 項の場合、IC カード乗車券の 10 円未満の SF は、運賃等に充当することはできません。
- 5 Suica 特別車両券によって特別車両に乗車する場合、車内改札機又は乗務員による改札を受けなければなりません。また、別に定めるところにより 2 個以上の特別車両に途中出場しないで乗車する場合は、先乗列車を下車する際及び後乗列車に乗車する際それぞれに車内改札機による改札を受けなければなりません。

(取扱区間)

第 23 条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。

- (1) 別表第 1 号に定める区間（同表に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）
- (2) 別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 1 号に定める区間を経由する場合に限ります。）
- (3) 別表第 1 号に定める区間内の各駅と別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第 1 号に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）

- (4) 別表第2号に定める区間（いずれも同表第1項若しくは第2項に定める区間又は別表第2号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限り。）
 - イ 同表第1項に定める区間
 - ロ 同表第2項に定める区間
 - ハ 同表第1項に定める区間内の各駅と同表第2項に定める区間内の各駅との相互間
 - (5) 別表第2号の2に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第2号に定める区間を経由する場合に限り。）
 - (6) 別表第2号に定める区間内の各駅と別表第2号の2に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第2号に定める区間又は別表第2号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限り。）
 - (7) 別表第3号に定める区間（同表に定める区間又は別表第3号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限り。）
 - (8) 別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間（同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第3号に定める区間を経由する場合に限り。）
 - (9) 別表第3号に定める区間内の各駅と別表第3号の2に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第3号に定める区間又は別表第3号の2に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限り。）
 - (10) 別表第3号の3に定める区間
 - (11) 別表第3号の4に定める区間
 - (12) 別表第3号の5に定める区間
- 2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第4号に定める区間及び別表第4号に定める区間内の各駅と別表第4号の2に定める区間内の各駅との相互間とします。
 - 3 前2項の定めにかかわらず、自動改札機を設置しない改札口及び車内改札機を設備しない特別車両では利用できません。
 - 4 Suica 企画乗車券の取扱区間は、別に定めるものによります。

（取扱区間以外の特殊取扱い）

第23条の2 前条の規定にかかわらず、別表第5号の2に定める駅においては、第7条に規定する Suica の発売、第15条に規定する払いもどし、第16条に規定する紛失再発行及び第17条に規定する障害再発行の取扱いを行います。

（制限事項等）

- 第24条** 1回の乗車につき、2枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。
- 2 入場時に使用した IC カード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該 IC カード乗車券を使用して再び入場することはできません。
 - 3 次の各号の1に該当する場合には、IC カード乗車券を自動改札機で使用することはできません。
 - (1) 入場時の SF 残額が当該駅の最低運賃相当額（旅客規則第78条第1項第2号に規定する東京附近における電車特定区間内の駅においては、第29条の2の規定により IC 運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額。）に満たないとき（別に定める改札機及び Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅から入場する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場する場合を除きます。）、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅から入場する場合を除きます。）
 - (2) 出場時に SF 残額が乗車区間の IC 運賃（第29条の2の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）に満たないとき
 - (3) IC カード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機による IC カード乗

車券の内容の読み取りが不能となったとき

- (4) 記名 Suica においては、自動改札機による入場若しくは出場、Suica 定期乗車券若しくは Suica 企画乗車券の発売、SF の使用又は SF のチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき
- (5) 出場時に自動改札機によって IC 運賃の減算ができない区間又は経路を乗車したとき
- 4 乗車以外の目的で駅に入場又は駅から出場することはできません。ただし、第 54 条の 2 に定める Suica 入場サービスを利用する場合を除きます。
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅若しくは有効区間内の駅を発駅若しくは着駅とする乗車券を併用する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。）又は新幹線、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車若しくは田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。
- 6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。
- 7 新幹線の特別急行列車、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。
 - (1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の特別急行列車の停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合
 - (2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合
 - (3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合
- 8 当社線と他の鉄道会社線を直通運転する新幹線以外の特別急行列車（当社線内相互発着となる区間を除きます。）には乗車できません。ただし、当社が別に定める列車を除きます。
- 9 第 23 条第 1 項各号に規定する取扱区間相互間をまたがって乗車することはできません。ただし、同条同項第 3 号、第 6 号及び第 9 号の場合を除きます。
- 10 IC カード乗車券が使用できない他の鉄道会社線を利用することはできません。また、取扱区間内にある駅相互発着となる場合で、当該発着区間内に他の鉄道会社線を含むときであっても、当社が特に認めた場合を除き、全乗車区間について当社線を利用したものとみなして、IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を収受します。
- 11 記名 Suica は、券面表示事項が不明となったときは IC カード乗車券として使用できません。この場合、当該記名 Suica を発売する駅に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。
- 12 1 枚の IC カード乗車券に発売できる Suica 定期乗車券は 1 枚に限るものとし、Suica 定期乗車券を発売後、当該 Suica 定期乗車券の有効期間を経過するまで又は第 47 条に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 定期乗車券は発売できません。
- 13 1 枚の IC カード乗車券で発売できる Suica 特別車両券は乗車 1 回分に限るものとし、Suica 特別車両券を発売後、当該 Suica 特別車両券を使用するまで又は第 48 条第 2 項若しくは第 49 条に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 特別車両券は発売できません。
- 14 1 枚の IC カード乗車券に発売できる Suica 企画乗車券は 1 商品に限るものとし、Suica 企画乗車券を発売後、当該 Suica 企画乗車券の有効期間の終了日の翌日以降又は第 49 条の 3 に規定する払いもどしの取扱いを受けるまでは、新たな Suica 企画乗車券は発売できません。
- 15 有効な Suica 定期乗車券が発売されている IC カード乗車券に新たな Suica 企画乗車券は発売できません。また、有効な Suica 企画乗車券が発売されている IC カード乗車券に新たな Suica 定期乗車券は発売できません。
- 16 有効期間が小児用 Suica の有効期限を超える小児用の Suica 企画乗車券は発売できません。
- 17 不正使用に伴い使用停止となった Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は

Suica 企画乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第 25 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する列車等の制限をすることがあります。

2 前項に基づくサービスの制限に対し、当社はその責めを負いません。

第 2 章 発売

(Suica 定期乗車券の発売)

第 26 条 Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する記名 Suica に、旅客規則第 35 条及び東日本旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 21 号。以下「連絡規則」といいます。）第 24 条に規定する通勤定期乗車券、旅客規則第 36 条及び連絡規則第 25 条に規定する通学定期乗車券（旅客規則第 36 条第 4 項及び連絡規則第 25 条第 4 項に規定する実習用通学定期乗車券を除きます。）並びに旅客規則第 36 条の 2 に規定する特別車両定期乗車券を発売します。ただし、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものに限り発売します。また、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券は、第 61 条第 2 項第 7 号に規定する旅客鉄道会社線発、着又は通過となるものに限り発売します。なお、他の旅客鉄道会社線にまたがり、かつ、連絡運輸となる Suica 定期乗車券は、別表第 5 号の 3 に定める鉄道会社線着となるものに限り発売します。

2 第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号ハ、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号にかかわる Suica 定期乗車券は、発売しません。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特別車両に乗車する区間が当社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがる特別車両定期乗車券は、発売しません。

4 前 3 項にかかわらず、別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を発売することがあります。

5 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。

6 無記名 Suica を所持する旅客から Suica 定期乗車券の購入の申込みがあったときは、記名 Suica への変更とあわせて取り扱います。

7 第 1 項の規定により Suica 定期乗車券を発売する場合は、旅客規則第 37 条及び連絡規則第 26 条の規定を準用することがあるほか、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 時差通勤定期乗車券の発売)

第 26 条の 2 Suica 定期乗車券のうち、Suica 時差通勤定期乗車券の購入の申込みがあったときは、次の各号を満たすときに限って発売します。

(1) 当社線の区間が旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（同第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着となるときを含みます。）となるものであること。

(2) 連絡運輸となる Suica 時差通勤定期乗車券においては、連絡規則に定める鉄道会社線のうち第 59 条に規定する鉄道会社線着となるものであって、当社線の区間が前号の定めを満たすものであること。

(3) 他の旅客鉄道会社線にまたがらないこと。

2 前項の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を発売する場合は、前条の規定によるほか、当社

が別に定めるところにより取り扱います。

- 3 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「身体障害者割引規則」といいます。）に定める身体障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、前 2 項の規定によるほか、身体障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、身体障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りします。
- 4 東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号。以下「知的障害者割引規則」といいます。）に定める知的障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、知的障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、知的障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りします。
- 5 東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 11 号。以下「精神障害者割引規則」といいます。）に定める精神障害者及びその介護者が、同第 4 条第 1 項第 2 号の規定により Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、精神障害者割引規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。ただし、精神障害者及びその介護者に発売する定期乗車券のいずれもが割引の Suica 時差通勤定期乗車券である場合に限りします。
- 6 東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 14 号。以下「特定者規則」といいます。）に定める被保護世帯の世帯員が、同第 6 条及び第 7 条に準じて Suica 時差通勤定期乗車券を購入しようとする場合は、第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、特定者規則の定めを準用し、割引の Suica 時差通勤定期乗車券を発売します。

（Suica 特別車両券の発売等）

第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号ロ及び同条第 4 項各号の規定（第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限りします。）を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売します。

- 2 Suica 特別車両券は、有効区間、発売日及び発売額を IC カード乗車券に電子的に記録することにより発売します。
- 3 東海旅客鉄道株式会社線東海道本線函南・沼津間の各駅から湯河原以遠（真鶴方面）の各駅にまたがって乗車する場合で、特別車両に乗車後、旅客が車内で乗務員に Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を提示したときは、別に定めるところにより、Suica 特別車両券を発売します。
- 4 Suica 特別車両券に適用する特別車両料金は、次表に定める額とします。

営業キロ 地 帯	50キロメートル まで	100キロメートル まで	101キロメートル 以上
料 金	円 750	円 1,000	円 1,550

- 5 Suica 特別車両券の有効区間、発売日及び発売額は、IC カード乗車券を取り扱う駅に差し出した場合に限り確認できます。
- 6 Suica 特別車両券は、発売当日から有効となるものに限り発売します。

（Suica 企画乗車券の発売等）

第 27 条の 2 Suica 企画乗車券の購入の申込みがあったときは、旅客が所持する IC カード乗車券に旅客規則第 22 条の 2 に定める当社が特別な運送条件を定めた乗車券類を発売します。

- 2 Suica 媒体を所持しない旅客から Suica 企画乗車券の購入の申込みがあったときは、Suica の発売とあわせて取り扱います。この場合、第 7 条に規定する SF 相当額を収受せずに発売することがあります。

第 3 章 IC 運賃等

(IC 運賃)

第 28 条 旅客が、第 23 条第 1 項に規定する区間内を第 22 条第 1 項の規定により IC カード乗車券の SF を利用して自動改札機から入場し、同一の IC カード乗車券により降車駅の自動改札機から出場する場合の運賃は、次条から第 37 条により算出した額（以下「IC 運賃」といいます。）とします。

- 2 IC カード乗車券を他の乗車券と併用した場合は、IC 運賃は適用しません。ただし、第 24 条第 5 項ただし書きの規定による場合を除きます。

(IC 運賃の計算経路等)

第 29 条 IC 運賃の計算上の経路等については、旅客規則第 68 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、同条第 4 項第 1 号及び第 2 号、第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号、第 70 条、第 70 条の 2 第 2 項（同条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 5 号にかかるものに限ります。）、第 71 条、第 86 条第 1 号、第 2 号及び第 10 号並びに第 87 条の規定を準用します。

(IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金のあわせ収受)

第 29 条の 2 旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる区間に乗車する場合は、同条第 2 項第 1 号イに定める鉄道駅バリアフリー料金を第 33 条から第 35 条及び第 37 条に規定する IC 運賃とあわせ収受します。

(小児の IC 運賃)

第 30 条 小児の IC 運賃は、大人の IC 運賃を折半し、1 円未満のは数を切捨てて 1 円単位とした額（以下この方法を「は数整理」といいます。）とします。

- 2 前項にかかわらず、前条の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合の小児の IC 運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、その合算額を折半し、は数整理した額とします。

(幹線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 31 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 5 に規定する幹線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
- (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額

- 2 前項の規定によるほか、幹線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(地方交通線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 32 条 旅客規則第 3 条第 1 号の 4 に規定する地方交通線内相互発着となる場合の大人の IC 運

賃は、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 77 条の 5 第 1 項に定める賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
- (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額
- 2 前項の規定によるほか、地方交通線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条の 5 第 2 項を準用します。
- 3 第 1 項にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人の IC 運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人の IC 運賃は、次のとおり特定の額とします。

営業キロの区間 大人の IC 運賃

11 kmから	15 kmまで	242 円
16 kmから	20 kmまで	330 円
21 kmから	23 kmまで	418 円
24 kmから	28 kmまで	506 円
33 kmから	37 kmまで	682 円
42 kmから	46 kmまで	858 円
47 kmから	55 kmまで	990 円
56 kmから	64 kmまで	1,166 円
65 kmから	73 kmまで	1,342 円
74 kmから	82 kmまで	1,518 円
83 kmから	91 kmまで	1,694 円
101 kmから	110 kmまで	1,980 円
292 kmから	310 kmまで	5,720 円

(東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃)

第 33 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
- (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額
- 2 前項の規定によるほか、東京山手線内相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(電車特定区間内相互発着の大人の IC 運賃)

第 34 条 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となるときを除きます。）の大人の IC 運賃は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を合計した額とします。

- (1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号イに規定する賃率を用いて同第 77 条第 1 項第 1 号の規定を適用して算出した額
- (2) 前号により算出した額に 100 分の 10 を乗じは数整理した額
- 2 前項の規定によるほか、東京附近における電車特定区間相互発着の大人の IC 運賃を算出する場合に適用する営業キロについては、旅客規則第 77 条第 2 項を準用します。

(東京附近の大人の IC 運賃の特定)

第 35 条 第 31 条、第 33 条及び第 34 条の規定にかかわらず、別表第 5 号の 7 に定める駅相互間の大人の IC 運賃は、同表に定める特定の額とします。

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃)

第 36 条 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の大人の IC 運賃は、発着区間の運賃計算キロに基づき、第 31 条の規定を準用して計算した額とします。

(営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃)

第 37 条 営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃は、別に定める場合を除き、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 幹線内相互発着の場合（電車特定区間内相互発着の場合を除きます。）

ア 営業キロが 3 キロメートル以下の場合

大人 147 円

小児 73 円

イ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合

大人 189 円

小児 94 円

ウ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人 199 円

小児 99 円

(2) 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合

ア 営業キロが 3 キロメートル以下の場合

大人 136 円

イ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合

大人 157 円

ウ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人 168 円

(3) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

ア 営業キロが 3 キロメートル以下の場合

大人 147 円

小児 73 円

イ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合

大人 189 円

小児 94 円

ウ 営業キロが 7 キロメートルから 10 キロメートルまでの場合

大人 210 円

小児 105 円

(注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが 10 キロメートルまでの IC 運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とします。

(Suica 時差通勤定期旅客運賃)

第 37 条の 2 Suica 時差通勤定期旅客運賃は次の各号に定めるとおりとします。

(1) 旅客規則第 78 条第 1 項第 1 号に規定する東京山手線内相互発着の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 1 項に定める額とします。

(2) 旅客規則第 78 条第 1 項第 2 号に規定する東京附近における電車特定区間相互発着（東京山手線内相互発着となる場合を除きます。）の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は別表第 5 号の 8 第 2 項に定める額とします。このとき、100 キロメートルを超える大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、旅客規則第 97 条第 1 項の規定を準用して算出した額とします。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、別表第5号の8第3項に定める駅相互間の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃は、同表に定める特定の額とします。
- (4) 前3号の規定によるほか、旅客規則第140条に定める鉄道駅バリアフリー料金について、同条第2項第1号ロに定める額を、前3号に規定する旅客運賃とあわせ収受します。
- (5) 連絡運輸となる大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる当社線と連絡会社線の旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金を併算した額とします。
- ア 当社線の Suica 時差通勤定期旅客運賃（前号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）
- イ 連絡規則第58条第1号ロにより算出した連絡会社線通勤定期旅客運賃
- (6) 小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。
- ア 当社線内完結となるもの
- 大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。
- イ 連絡運輸となるもの
- 前アにより算出した当社線の小児 Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、連絡規則第58条第2号ロの額とを併算した額とします。
- (7) 第26条の2第3項から第6項に定める割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金は、次に掲げる額とします。
- ア 当社線内完結となるもの
- 大人の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額）又は小児の無割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃・鉄道駅バリアフリー料金から、割引額（第4号の規定により旅客運賃とあわせ収受する鉄道駅バリアフリー料金との合算額により計算します。）を差し引いて、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とします。
- イ 連絡運輸となるもの
- 前アにより算出した当社線の割引の Suica 時差通勤定期旅客運賃及び鉄道駅バリアフリー料金と、大人にあつては連絡規則第60条第1号ロの額、小児にあつては同条第2号ロの額とを併算した額とします。

第4章 IC 運賃の減算

（Suica 乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算）

第38条 Suica 乗車券を第22条第1項の規定により使用する場合、出場駅において、入場駅から同一の取扱区間内を経由して最も低廉となる運賃計算経路で算出した IC 運賃（第29条の2の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合は、その合算額。以下この章において同じ。）を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 乗車券においては大人の IC 運賃を減算します。

（Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を使用する場合の IC 運賃の減算）

第39条 Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合及び Suica 企画乗車券の券面表示区間又は有効区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、当該乗車区間は、旅客規則第247条に規定する別途乗車として取り扱い、出場駅において、券面表示区間外又

は有効区間外に対して前条の規定により算出した IC 運賃を SF 残額から減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券又は小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃を、その他の Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券においては、大人の IC 運賃を減算します。

- 2 前項にかかわらず、券面表示区間外又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。
- 3 前各項にかかわらず、他の旅客鉄道会社線にまたがる Suica 定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合で、入場駅又は出場駅が第 23 条第 1 項各号に定める区間に含まれないときは、券面表示区間外の乗車に対し IC 運賃は適用しません。

第 5 章 効力

(Suica 乗車券の効力)

第 40 条 第 22 条第 1 項の規定により使用する場合の Suica 乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道乗車 1 回に限り有効なものとします。この場合、小児用の Suica 乗車券においては 1 枚をもって小児 1 人、その他の Suica 乗車券においては 1 枚をもって大人 1 人に限るものとします。ただし、小児用以外の Suica 乗車券から大人の IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）相当額を減算することを承諾して使用する場合には、小児 1 人が使用することができます。
- (2) 第 23 条第 1 項の各号に規定する同一の取扱区間内にある駅相互間を前号の規定により乗車する場合で乗車経路が環状線 1 周とならないときは、当該取扱区間内に限りいずれの経路も乗車することができます。
- (3) 途中下車の取扱いはしません。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とします。

(Suica 定期乗車券の効力)

第 41 条 Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）は、券面表示区間外であっても、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、前条の規定を準用して乗車することができます。

- 2 小児用の Suica 定期乗車券は、券面表示の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用 Suica の有効期限を経過した場合は IC カード乗車券として使用できません。

(Suica 時差通勤定期乗車券の効力)

第 41 条の 2 有効な Suica 時差通勤定期乗車券が発売されている IC カード乗車券は、ピーク時間帯設定駅（ただし、別表第 5 号の 5 に定める駅に限ります。以下この条において同じ。）においてピーク時間帯に入場した場合を除き、定期乗車券として使用できます。なお、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合は、Suica 乗車券として使用できるものとし、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。

(Suica 特別車両券の効力)

第 42 条 Suica 特別車両券を用いて特別車両に乗車する場合は、旅客規則第 175 条の規定を準用し、第 27 条第 2 項の規定により記録された有効区間、発売日に基づき乗車することができます。

(Suica 企画乗車券の効力)

第 42 条の 2 Suica 企画乗車券は、券面表示区間外又は有効区間外であっても、同一の取扱区間

内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。

(Suica 乗車券が無効となる場合)

第 43 条 Suica 乗車券は、次の各号の 1 に該当する場合は、SF を含めて無効として回収します。

- (1) 第 24 条第 5 項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 第 24 条第 6 項の規定に違反して乗車した場合
- (3) 第 24 条第 7 項の規定に違反して乗車した場合
- (4) 第 24 条第 11 項の規定に違反して乗車した場合
- (5) 旅行開始後の Suica 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (6) 係員の承諾を受けずに取扱区間外の区間を乗車した場合（ただし、第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号及び第 9 号の規定により Suica 乗車可能区間を経由して乗車する場合を除きます。）
- (7) 係員の承諾なく自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (8) 使用資格、氏名、年齢を偽って記名 Suica を使用した場合
- (9) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して記名 Suica を使用した場合
- (10) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。

(Suica 定期乗車券が無効となる場合)

第 44 条 Suica 定期乗車券（第 41 条第 1 項又は第 41 条の 2 により第 40 条の規定を準用して乗車する場合を含みます。）は、前条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定並びに旅客規則第 168 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。

(Suica 特別車両券が無効となる場合)

第 45 条 Suica 特別車両券は、第 43 条第 1 項第 2 号の規定及び旅客規則第 176 条の規定に該当する場合、無効とします。

(Suica 企画乗車券が無効となる場合)

第 45 条の 2 Suica 企画乗車券は、第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定並びに旅客規則第 167 条の規定に該当する場合、SF を含めて無効として回収します。

(不正使用未遂の場合の取扱方)

第 46 条 偽造、変造又は不正に作成された Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

2 前項に規定するほか、Suica 乗車券、Suica 定期乗車券、Suica 特別車両券又は Suica 企画乗車券を不正乗車的手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収することがあります。

第 6 章 変更・払いもどし

(定期乗車券のみの払いもどし)

第 47 条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。ただし、別に定めるところにより、

当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃（旅客規則第 66 条若しくは連絡規則第 41 条の 2 又は第 37 条の 2 の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した場合は、その合算額。以下この条において同じ。）を払いもどします。
 - (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
 - (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。
(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。
- 2 旅客が指定席券売機によって自ら Suica 定期乗車券の払いもどしを行う場合、別に定めるところにより、前項に規定する申込書の提出及び公的証明書等の呈示を省略することがあります。

(Suica 特別車両券の変更)

- 第 48 条** 使用開始前の Suica 特別車両券の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 248 条の規定を準用し、乗車券類変更として取り扱います。
- 2 前項の場合で、新たな Suica 特別車両券に変更を行う場合は、原 Suica 特別車両券を払いもどしし、変更後の Suica 特別車両券を乗車券類発売機により発売するものとします。
 - 3 使用開始後の Suica 特別車両券の区間の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 249 条の規定を準用し、区間変更として取り扱います。
 - 4 使用開始後の Suica 特別車両券の種類の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 251 条の規定を準用し、種類変更として取り扱います。

(Suica 特別車両券の払いもどし)

- 第 49 条** 旅客は、使用開始前の Suica 特別車両券が不要となったときは、これを Suica 特別車両券の払いもどしを行う駅に差し出して払いもどしを請求することができます。この場合、旅客規則第 272 条の規定を準用して取り扱います。

(Suica 企画乗車券の変更)

- 第 49 条の 2** 使用開始前の Suica 企画乗車券の変更の申込みがあったときは、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 企画乗車券のみの払いもどし)

- 第 49 条の 3** 旅客は、使用開始前の Suica 企画乗車券が不要となったときは、これを Suica 企画乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して払いもどしを請求することができます。この場合、別に定めるところにより取り扱います。

第 7 章 特殊取扱い

(Suica 乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第 50 条 第 43 条第 1 項の各号の 1 に該当する場合は、乗車駅からの区間に対する旅客規則により算出した普通旅客運賃（乗車駅からの区間が旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した合算額。）と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、乗車駅が判明しない場合は、旅客規則第 266 条の規定を準用します。

（Suica 定期乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 51 条 第 44 条の規定に該当し Suica 定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、前条の規定を適用して取り扱います。

(2) 旅客規則第 168 条の規定に該当する場合

ア 旅客規則第 265 条の規定を適用して取り扱います。

イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 168 条の第 1 号から第 5 号及び第 7 号から第 9 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃（実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した合算額。）及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

（Suica 特別車両券の不正使用等に対する増料金の収受）

第 52 条 第 45 条の規定により Suica 特別車両券を無効とする場合、旅客規則第 267 条の規定を準用して取り扱います。

（Suica 企画乗車券の不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等）

第 52 条の 2 第 45 条の 2 の規定に該当し Suica 企画乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。

(1) 第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 10 号の規定に該当する場合、第 50 条の規定を適用して取り扱います。

(2) 旅客規則第 167 条の規定に該当する場合

ア 旅客規則第 264 条及び第 266 条の規定を準用して取り扱います。

イ 前アの規定により取り扱うほか、旅客規則第 167 条の第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号及び第 11 号の各号の 1 に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（券面表示区間を除きます。）について旅客規則により算出した普通旅客運賃（実際乗車区間が旅客規則第 140 条第 1 項第 1 号に規定する区間内相互発着となる場合は、同第 66 条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した合算額。）及びその 2 倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。

（Suica 特別車両券の紛失時の取扱い）

第 53 条 Suica 特別車両券を紛失した場合は、旅客規則第 268 条及び第 269 条の規定を準用して取り扱います。

（入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方）

第 54 条 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、

任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ收受する場合は、その合算額。以下この条において同じ。）を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。

- 2 Suica 時差通勤定期乗車券を使用してピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 時差通勤定期乗車券の出場処理を受けなければなりません。
- 3 Suica 乗車券を使用して入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、旅客規則第 300 条の規定に基づき当該入場駅の入場料金相当額を支払い、当該 Suica 乗車券に対する出場処理を受けなければなりません。
- 4 Suica 定期乗車券を使用して当該券面表示区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 5 Suica 時差通勤定期乗車券を使用して券面表示区間内のピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 3 項の規定に準じて取り扱います。
- 6 Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場した後、乗車することなく旅行を中止した場合は、第 3 項の規定に準じて取り扱います。

（Suica 入場サービスの取扱方）

第 54 条の 2 前条第 3 項の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合並びに新幹線等用の改札機及び他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。

- 2 前条第 4 項の規定にかかわらず、Suica 定期乗車券を使用して券面表示区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして前項の規定に準じて取り扱います。
- 3 前条第 5 項の規定にかかわらず、Suica 時差通勤定期乗車券を使用して券面表示区間内のピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第 1 項の規定に準じて取り扱います。
- 4 前条第 6 項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券を使用して券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅で入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして第 1 項の規定に準じて取り扱います。

（Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例）

第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（その翌日までに限ります。）又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 56 条 Suica 定期乗車券(ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。)を所持し券面表示区間内を乗車する旅客が、自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。

2 Suica 乗車券若しくはピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した Suica 時差通勤定期乗車券を所持し乗車する旅客、Suica 定期乗車券を所持し券面表示区間外を乗車する旅客又は Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間外若しくは有効区間外を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号の 1 に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。

(1) 発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の運賃は収受しないものとし、無賃送還後に発駅において、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に対する出場処理を行います。

(2) 旅行を中止したとき又は発駅に至る途中駅まで送還したとき

旅行中止駅において発駅から当該駅までの区間について第 38 条及び第 39 条の規定により算出した IC 運賃(第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額)を収受します。

(3) 不通区間を別途旅行するとき

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、発駅から旅行中止駅までの区間について前号の規定により取り扱います。

3 Suica 特別車両券を所持し乗車する旅客が、車内改札機又は乗務員による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、旅客規則第 282 条、第 282 条の 2 第 1 項第 3 号、第 283 条、第 284 条、第 285 条、第 286 条及び第 290 条の 2 の規定を準用して取り扱います。

4 Suica 企画乗車券を所持し券面表示区間内又は有効区間内を乗車する旅客が自動改札機による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 特別車両券の誤乗の取扱方)

第 57 条 旅客が旅客規則第 291 条に規定する無賃送還の取扱いを受ける場合には、旅客規則第 292 条の規定を準用して取り扱います。

(Suica 特別車両券の誤購入の取扱方)

第 58 条 旅客が誤ってその希望する Suica 特別車両券と異なる Suica 特別車両券を購入した場合は、別に定めるところにより取り扱います。

(Suica 企画乗車券の誤購入の取扱方)

第 58 条の 2 旅客が誤ってその希望する Suica 企画乗車券と異なる Suica 企画乗車券を購入した場合は、別に定めるところにより取り扱います。

第 3 編 IC カード乗車券の相互利用

第 1 章 通則

(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)

第 59 条 第 23 条の規定にかかわらず、別に定める当社以外の交通事業者(以下「他社」といいます。)が経営する路線(以下「他社線」といいます。)内の IC カード乗車券が利用できる駅及び

車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。

- 2 Suica 定期乗車券で前項により別に定める当社以外のバス事業者の路線（以下「他のバス事業者線」といいます。）に乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。
- 3 Suica 企画乗車券で第 1 項により別に定める他のバス事業者線に乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な別に定める他のバス事業者線に乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。

（他社線内における取扱い）

第 60 条 他社線内における IC カード乗車券による乗車等の取扱いについては、当該他社の定めるところによります。

- 2 前項による取扱いに必要な範囲で、当社は、当該 IC カード乗車券に関して当社が保有する個人情報をご提供することがあります。

（当社以外の事業者が発行した IC カード等による当社線内における乗車の取扱い）

第 61 条 当社以外の事業者が発行した IC カード等のうち、当社と相互に利用が可能なものについては、当社線内において IC カード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。

- 2 当社線内で IC カード乗車券に準じて利用できる IC カード等が発行する事業者（以下これらを「発行会社」といいます。）は次のとおりとします。

- (1) 東京モノレール株式会社
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (3) 株式会社パスモ
- (4) 北海道旅客鉄道株式会社
- (5) 株式会社名古屋交通開発機構
- (6) 株式会社エムアイシー
- (7) 東海旅客鉄道株式会社
- (8) 株式会社スルッと KANSAI
- (9) 西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 九州旅客鉄道株式会社
- (11) 株式会社ニモカ
- (12) 福岡市交通局
- (13) 仙台市交通局（第 23 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に定める区間に限ります。）

- 3 前項に規定する発行会社が発行した IC カード等で、当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第 12 条から第 14 条、第 16 条から第 25 条、第 27 条、第 28 条から第 37 条、第 38 条から第 41 条、第 42 条から第 46 条、第 48 条、第 49 条及び第 50 条から第 58 条の規定を準用します。

（注） 第 16 条及び第 17 条の規定のうち再発行請求の受付以外の取扱い、第 24 条第 11 項の規定のうち再印字の取扱い、同条第 12 項、第 14 項から第 16 項に規定する IC カード乗車券の発売等の取扱い並びに第 15 条、第 26 条、第 27 条の 2、第 47 条、第 49 条の 2 及び第 49 条の 3 に規定する取扱いは、当該 IC カード等の発行会社（定期乗車券等が発売された IC カード等の場合は、当該定期乗車券等を発売した会社）の定めるところによります。

- 4 前項にかかわらず、第 2 項第 4 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条及び第 17 条に規定する再発行の取扱いを行いません。
- 5 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等にあつては、第 16 条並びに第 17 条に規定する再発行の取扱い及び第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行いません。
- 6 第 3 項にかかわらず、第 2 項第 3 号に規定する発行会社が発行した IC カード等のうち、携帯

情報端末については、第 27 条に規定する Suica 特別車両券の発売を行わないほか、第 12 条から第 17 条及び第 22 条に規定する取扱いの一部を行わない場合があります。

7 第 14 条の規定にかかわらず、第 2 項第 3 号から第 13 号に規定する発行会社の IC カード等の利用履歴の印字は、最近の利用履歴から 20 件に限りさかのぼることができます。

(他社の乗車券類の無効回収)

第 62 条 第 43 条、第 44 条又は第 45 条の 2 の規定により Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券を無効として回収する場合は、第 60 条の規定により当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券に発売された他社の乗車券類も無効として回収します。

第 2 章 複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の旅客の取扱い

(接続駅で改札を受けずに乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 63 条 Suica 乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 乗車券に相当するものを含みます。以下この章において同じ。）で入場し、接続駅において改札を受けることなく当社線を含む複数の鉄道会社線（合わせて 4 社以内に限りします。）を乗継いで乗車する場合は、出場駅において、次の各号に定める金額を SF 残額から減算します。

- (1) 第 2 号及び第 3 号に該当しない場合は、第 38 条の規定による当社の IC 運賃（第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合は、その合算額。以下この章において同じ。）と鉄道会社毎に定める普通旅客運賃（鉄道会社毎に IC カード等に適用する運賃がある場合は、IC 運賃に相当する運賃。以下この章において同じ。）との合算額（以下「IC 運賃等」といいます。）
- (2) 乗車区間の入場駅及び出場駅が当社線となる場合は、両駅間の経路に他の鉄道会社線を含むときであっても、全乗車区間について当社線を利用した場合の第 38 条の規定による当社の IC 運賃
- (3) 別に定める乗継割引適用区間又は他の鉄道会社が定める割引適用区間が乗車区間に含まれる場合は、第 1 号の規定により算出した金額から当該割引額を差し引いた金額

(他の鉄道会社線から当社線に乗継いで乗車する場合の割引の適用)

第 64 条 Suica 乗車券で他の鉄道会社線の駅から入場し、接続駅を経由して当社線の駅で出場する場合（前条に規定する接続駅において改札を受けることがない場合を除きます。）で、別に定める乗継割引適用区間を乗車したときは、第 38 条の規定にかかわらず当該出場駅において当社の IC 運賃から割引額を差し引いた金額を SF 残額から減算することがあります。

(割引の適用が重複した場合の取扱い)

第 65 条 Suica 乗車券の乗車区間について第 63 条第 3 号又は前条に規定する割引の適用が重複する場合にあつては、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 割引額が異なる場合には、旅客運賃が低廉となる割引を適用します。
- (2) 割引額が同一の場合には、乗車区間において最初に発生する割引を適用します。

(Suica 定期乗車券の券面表示区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条 Suica 定期乗車券（第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 定期乗車券に相当するものを含みます。また、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。以下この章において同じ。）の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅にお

いて、券面表示区間外に対して第 63 条から前条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 定期乗車券にあつては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 定期乗車券にあつては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(他の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 時差通勤定期乗車券の取扱い)

第 66 条の 2 有効な Suica 時差通勤定期乗車券が発売されている IC カード乗車券は、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合を除き、定期乗車券として使用できます。なお、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合は、当該定期乗車券のうち他の鉄道会社線区間のみについて定期乗車券として使用することができ、当社線区間については、Suica 乗車券として使用することができるものとし、同一の取扱区間内にある駅相互間であれば、第 40 条の規定を準用して乗車することができます。

- 2 前項後段の規定により、ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場し接続駅で改札を受けずに乗車する場合は、第 63 条から第 65 条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。

(Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外を乗継ぐ場合の運賃の減算)

第 66 条の 3 Suica 企画乗車券(第 61 条第 2 項第 3 号に規定する発行会社の IC カード等で Suica 企画乗車券に相当するものを含みます。以下この章において同じ。)の券面表示区間又は有効区間と券面表示区間外又は有効区間外とをまたがって乗車する場合は、別途乗車として取り扱い、出場駅において、当該 Suica 企画乗車券の券面表示区間外又は有効区間外に対して第 66 条の規定を準用して算出した IC 運賃等を減算します。この場合、小児用の Suica 企画乗車券においては小児の IC 運賃等を、その他の Suica 企画乗車券においては大人の IC 運賃等を減算します。

- 2 前項の規定にかかわらず、Suica 企画乗車券の券面表示区間外の駅又は有効区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前項の規定を準用することがあります。

(複数の鉄道会社線を乗継ぐ場合の Suica 乗車券の効力)

第 67 条 接続駅において改札を受けることなく乗継いで乗車する場合は、片道乗車 1 回に限ります。ただし、Suica 乗車券を使用できない区間及び鉄道会社線をまたがって乗車することはできません。

- 2 途中下車の取扱いはしません。
- 3 入場後は、当日に限り有効とします。

別表第 1 号 (第23条) 東京附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
南武線	川崎・立川間、尻手・浜川崎間
鶴見線	鶴見・扇町間、浅野・海芝浦間、武蔵白石・大川間
武蔵野線	府中本町・西船橋間
横浜線	東神奈川・八王子間
根岸線	横浜・大船間
横須賀線	大船・久里浜間
相模線	茅ヶ崎・橋本間
伊東線	熱海・伊東間
中央本線	東京・塩尻間 (除く川岸、辰野、信濃川島、小野)
青梅線	立川・奥多摩間
五日市線	拝島・武蔵五日市間
八高線	八王子・倉賀野間
篠ノ井線	塩尻・篠ノ井間
大糸線	松本・穂高間
東北本線	東京・黒磯間 (除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間、赤羽・武蔵浦和・大宮間
川越線	大宮・高麗川間
高崎線	大宮・高崎間 (除く新幹線)
上越線	高崎・水上間
両毛線	新前橋・小山間
水戸線	小山・友部間
日光線	宇都宮・日光間
常磐線	日暮里・浪江間
信越本線	高崎・横川間、篠ノ井・長野間
総武本線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間
京葉線	東京・蘇我間、市川塩浜・西船橋・南船橋間
外房線	千葉・安房鴨川間
内房線	蘇我・安房鴨川間
成田線	佐倉・松岸間、成田・我孫子間、成田・成田空港間
鹿島線	香取・鹿島サッカースタジアム間
東金線	成東・大網間

別表第 1 号の 2 (第23条) 東京附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
中央本線	岡谷・辰野・塩尻間	
小海線	小淵沢・野辺山間	清里、野辺山
吾妻線	渋川・万座・鹿沢口間	中之条、長野原草津口、万座・鹿沢口
水郡線	水戸・常陸大子間、上菅谷・常陸太田間	上菅谷、常陸大宮、常陸大子、常陸太田

別表第 2 号 (第23条) 仙台附近のICカード乗車券取扱区間

項	線 区	区 間
1	東北本線	矢吹・小牛田間 (除く新幹線)、岩切・利府間、松島・高城町間
	常磐線	小高・岩沼間
	仙山線	仙台・愛子間
	仙石線	あおば通・石巻間
	磐越東線	船引・郡山間
	磐越西線	郡山・郡山富田間
2	陸羽東線	小牛田・古川間
	奥羽本線	かみのやま温泉・村山間 (特別急行列車に乗車する場合があります)
	左沢線	北山形・寒河江間

別表第 2 号の 2 (第 23 条) 仙台附近の Suica 乗車可能区間及び Suica 乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
東北本線	小牛田・平泉間 (除く新幹線)	一ノ関、平泉
仙山線	愛子・羽前千歳間	作並、山寺
石巻線	小牛田・石巻間	
磐越西線	郡山富田・喜多方間	磐梯熱海、猪苗代、会津若松、喜多方
奥羽本線	福島・かみのやま温泉間、村山・新庄間 (いずれの区間でも特別急行列車に乗車する場合があります)	
陸羽東線	古川・新庄間	鳴子温泉

別表第 3 号 (第23条) 新潟附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
信越本線	宮内・新潟間 (除く新幹線)
越後線	吉田・新潟間
弥彦線	東三条・弥彦間
磐越西線	五泉・新津間
羽越本線	新津・新発田間
白新線	新発田・新潟間

別表第3号の2 (第23条) 新潟附近のSuica乗車可能区間及びSuica乗車可能駅

線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅
上越線	小千谷・宮内間	小千谷
信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎
越後線	柏崎・吉田間	
羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上

別表第3号の3 (第23条) 盛岡附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東北本線	北上・盛岡間 (除く新幹線)
釜石線	花巻・新花巻間
田沢湖線	雫石・盛岡間 (特別急行列車に乗車する場合を除きます。)

別表第3号の4 (第23条) 青森附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
奥羽本線	弘前・青森間

別表第3号の5 (第23条) 秋田附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
羽越本線	新屋・秋田間
奥羽本線	和田・追分間
男鹿線	追分・男鹿間

別表第4号 (第23条) Suica特別車両券の取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
横須賀線	大船・久里浜間
伊東線	熱海・伊東間
中央本線	東京・大月間
青梅線	立川・青梅間
東北本線	東京・宇都宮間 (除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間
高崎線	大宮・高崎間 (除く新幹線)
上越線	高崎・新前橋間
両毛線	新前橋・前橋間
常磐線	日暮里・高萩間
総武本線	東京・成東間
外房線	千葉・上総一ノ宮間
内房線	蘇我・君津間
成田線	佐倉・成田間、成田・成田空港間

別表第4号の2 (第23条) 東海旅客鉄道株式会社線におけるSuica特別車両券の取扱区間

線 区	区 間
-----	-----

東海道本線	熱海・沼津間（除く新幹線）
-------	---------------

別表第5号（第24条） 新幹線等でのICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東北本線（新幹線）	東京・那須塩原間、郡山・古川間、北上・盛岡間
高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間
北陸新幹線	高崎・上越妙高間（ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めたSuica定期乗車券に限ります。）
田沢湖線	雫石・盛岡間
奥羽本線	かみのやま温泉・村山間

別表第5号の2（第23条の2） 取扱区間以外の特殊取扱駅

線 区	取扱箇所
東北本線（新幹線）及び東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、水沢江刺、いわて沼宮内・七戸十和田間の各駅
上越線（新幹線）	越後湯沢、浦佐
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅（除く長野）
上越線	ガーラ湯沢
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、大石田、新庄

別表第5号の3（第26条） 他の旅客鉄道会社線にまたがる連絡運輸となるSuica定期乗車券を発売する連絡運輸会社

鉄道会社名
伊豆急行株式会社
伊豆箱根鉄道株式会社
小田急電鉄株式会社
株式会社小田急箱根

別表第5号の4 (第54条の2) Suica入場サービスの取扱駅

1 東京附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
東海道本線	東京・熱海間（除く早川及び根府川）、品川・新川崎・鶴見間
山手線	品川・田端間
赤羽線	池袋・赤羽間
南武線	川崎・立川間
鶴見線	鶴見
武蔵野線	府中本町・西船橋間
横浜線	東神奈川・八王子間
根岸線	横浜・大船間
横須賀線	大船・久里浜間
相模線	茅ヶ崎、北茅ヶ崎、香川、寒川、海老名、上溝、南橋本、橋本
伊東線	熱海、伊東
中央本線	東京・上野原間、大月、塩山、山梨市、石和温泉、甲府、竜王、韮崎、茅野、上諏訪、下諏訪、岡谷、塩尻
青梅線	立川・青梅間
五日市線	拝島、東秋留・武蔵五日市間
八高線	八王子、北八王子、拝島、箱根ヶ崎、東飯能、群馬藤岡、倉賀野
篠ノ井線	塩尻、村井、松本、篠ノ井
大糸線	松本、豊科
東北本線	東京・宇都宮間、尾久、氏家、矢板、西那須野・黒磯間、北赤羽・北与野間
川越線	大宮・川越間
高崎線	大宮・高崎間
上越線	高崎・新前橋間、渋川、沼田、水上
両毛線	新前橋、前橋、駒形、伊勢崎、桐生、足利、佐野、栃木、小山
水戸線	小山、結城、下館、笠間、友部
日光線	宇都宮、日光
常磐線	日暮里・日立間（除く綾瀬及び偕楽園）、十王、高萩、磯原、勿来・湯本間、いわき
信越本線	高崎、安中、横川、篠ノ井、長野
総武本線	東京・佐倉間、八街、成東、旭、銚子、錦糸町・御茶ノ水間
京葉線	東京・蘇我間、西船橋
外房線	千葉・大網間、本納、茂原、上総一ノ宮、大原、勝浦、安房鴨川
内房線	蘇我・君津間、館山、安房鴨川
成田線	佐倉・成田間、佐原、安食・湖北間、空港第2ビル、成田空港
東金線	成東、東金、大網

2 仙台附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
東北本線	郡山、福島、白石、大河原・岩沼間、名取・松島間、鹿島台、小牛田、利府、一ノ関
常磐線	原ノ町、亘理、岩沼
仙山線	仙台・国見間、陸前落合、愛子
仙石線	あおば通・東塩釜間、松島海岸、矢本、石巻
磐越東線	郡山
磐越西線	郡山、会津若松
陸羽東線	小牛田、古川
奥羽本線	山形

3 新潟附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間
越後線	吉田、巻、内野・新潟間
弥彦線	東三条、吉田
磐越西線	新津、五泉
羽越本線	新津、新発田、中条、村上
白新線	新発田、豊栄・新潟間

4 盛岡附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
東北本線	北上、花巻、盛岡
釜石線	花巻

5 青森附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
奥羽本線	弘前、新青森、青森

6 秋田附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
奥羽本線	秋田、土崎、追分
男鹿線	追分

別表第5号の5 (第3条) ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯(東日本旅客鉄道株式会社)

線 区	駅	ピーク時間帯 (時刻は全て午前)
東海道本線	東京 (新幹線用の乗換改札機を除きます)	7:30~9:00
	有楽町	7:30~9:00
	新橋	7:30~9:00
	浜松町	7:35~9:05
	田町	7:20~8:50
	高輪ゲートウェイ	7:25~8:55
	品川 (新幹線用の乗換改札機を除きます)	7:30~9:00
	大井町	7:20~8:50
	大森	7:15~8:45
	蒲田	7:15~8:45
	川崎	7:10~8:40
	鶴見	7:05~8:35
	新子安	6:55~8:25
	東神奈川	6:55~8:25
	横浜	7:00~8:30
	保土ヶ谷	6:50~8:20
	東戸塚	6:50~8:20
	戸塚	6:55~8:25
	大船	6:40~8:10
	西大井	7:15~8:45
武蔵小杉	7:05~8:35	
新川崎	7:10~8:40	
羽沢横浜国大	7:05~8:35	
山手線	品川 (新幹線用の乗換改札機を除きます)	7:30~9:00
	大崎	7:30~9:00
	五反田	7:15~8:45
	目黒	7:15~8:45
	恵比寿	7:20~8:50
	渋谷	7:20~8:50
	原宿	7:30~9:00
	代々木	7:40~9:10
	新宿	7:30~9:00
	新大久保	7:25~8:55
	高田馬場	7:25~8:55
	目白	7:25~8:55
	池袋	7:30~9:00
	大塚	7:25~8:55
	巣鴨	7:15~8:45
駒込	7:15~8:45	

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

赤羽線	田端	7:15~8:45
	池袋	7:30~9:00
	板橋	7:35~9:05
	十条	7:35~9:05
	赤羽	7:05~8:35
南武線	川崎	7:10~8:40
	尻手	7:05~8:35
	矢向	7:05~8:35
	鹿島田	7:05~8:35
	平間	7:00~8:30
	向河原	7:00~8:30
	武蔵小杉	7:05~8:35
	武蔵中原	7:00~8:30
	武蔵新城	7:00~8:30
	武蔵溝ノ口	7:00~8:30
	津田山	7:00~8:30
	久地	7:00~8:30
	宿河原	7:00~8:30
	登戸	7:00~8:30
	中野島	7:00~8:30
	稲田堤	6:50~8:20
	矢野口	6:45~8:15
	稲城長沼	6:40~8:10
	南多摩	6:45~8:15
	府中本町	6:50~8:20
	分倍河原	6:45~8:15
	西府	6:45~8:15
	谷保	6:50~8:20
	矢川	6:50~8:20
	西国立	6:45~8:15
	立川	6:45~8:15
	八丁畷	7:00~8:30
	川崎新町	7:00~8:30
	小田栄	7:00~8:30
	浜川崎	6:50~8:20
鶴見線	鶴見	7:05~8:35
	国道	6:55~8:25
	鶴見小野	6:55~8:25
	弁天橋	6:50~8:20
	浅野	6:50~8:20
	安善	6:50~8:20
	武蔵白石	6:50~8:20
	浜川崎	6:50~8:20

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

	昭和	6 : 50～8 : 20
	扇町	6 : 50～8 : 20
	新芝浦	6 : 50～8 : 20
	海芝浦	6 : 50～8 : 20
	大川	6 : 50～8 : 20
武蔵野線	府中本町	6 : 50～8 : 20
	北府中	6 : 50～8 : 20
	西国分寺	6 : 50～8 : 20
	新小平	6 : 50～8 : 20
	新秋津	6 : 50～8 : 20
	東所沢	6 : 50～8 : 20
	新座	6 : 50～8 : 20
	北朝霞	7 : 00～8 : 30
	西浦和	7 : 00～8 : 30
	武蔵浦和	7 : 00～8 : 30
	南浦和	6 : 50～8 : 20
	東浦和	6 : 45～8 : 15
	東川口	6 : 45～8 : 15
	南越谷	6 : 45～8 : 15
	越谷レイクタウン	6 : 40～8 : 10
	吉川	6 : 40～8 : 10
	吉川美南	6 : 40～8 : 10
	新三郷	6 : 40～8 : 10
	三郷	6 : 45～8 : 15
	南流山	6 : 45～8 : 15
	新松戸	6 : 50～8 : 20
	新八柱	6 : 45～8 : 15
	東松戸	6 : 45～8 : 15
	市川大野	6 : 45～8 : 15
	船橋法典	6 : 45～8 : 15
	西船橋	6 : 50～8 : 20
横浜線	東神奈川	6 : 55～8 : 25
	大口	7 : 05～8 : 35
	菊名	7 : 05～8 : 35
	新横浜 (新幹線用の乗換改札機を除きます)	7 : 00～8 : 30
	小机	6 : 55～8 : 25
	鴨居	6 : 55～8 : 25
	中山	6 : 50～8 : 20
	十日市場	7 : 00～8 : 30
	長津田	7 : 00～8 : 30
	成瀬	6 : 55～8 : 25
	町田	6 : 55～8 : 25
	古淵	6 : 55～8 : 25

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

	淵野辺	6 : 40～8 : 10
	矢部	6 : 40～8 : 10
	相模原	6 : 45～8 : 15
	橋本	6 : 45～8 : 15
	相原	6 : 50～8 : 20
	八王子みなみ野	6 : 50～8 : 20
	片倉	6 : 50～8 : 20
	八王子	6 : 35～8 : 05
根岸線	横浜	7 : 00～8 : 30
	桜木町	6 : 50～8 : 20
	関内	6 : 50～8 : 20
	石川町	6 : 40～8 : 10
	山手	6 : 40～8 : 10
	根岸	6 : 35～8 : 05
	磯子	6 : 35～8 : 05
	新杉田	6 : 30～8 : 00
	洋光台	6 : 30～8 : 00
	港南台	6 : 25～7 : 55
	本郷台	6 : 25～7 : 55
	大船	6 : 40～8 : 10
	横須賀線	大船
北鎌倉		6 : 30～8 : 00
鎌倉		6 : 30～8 : 00
逗子		6 : 20～7 : 50
東逗子		6 : 20～7 : 50
田浦		6 : 10～7 : 40
横須賀		6 : 10～7 : 40
衣笠		6 : 05～7 : 35
久里浜		6 : 05～7 : 35
中央本線	東京（新幹線用の乗換改札機を除きます）	7 : 30～9 : 00
	神田	7 : 40～9 : 10
	御茶ノ水	7 : 40～9 : 10
	水道橋	7 : 30～9 : 00
	飯田橋	7 : 35～9 : 05
	市ヶ谷	7 : 40～9 : 10
	四ツ谷	7 : 40～9 : 10
	信濃町	7 : 40～9 : 10
	千駄ヶ谷	7 : 40～9 : 10
	代々木	7 : 40～9 : 10
	新宿	7 : 30～9 : 00
	大久保	7 : 40～9 : 10
	東中野	7 : 35～9 : 05
	中野	7 : 30～9 : 00

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

	高円寺	7 : 25～8 : 55
	阿佐ヶ谷	7 : 20～8 : 50
	荻窪	7 : 20～8 : 50
	西荻窪	7 : 15～8 : 45
	吉祥寺	7 : 15～8 : 45
	三鷹	7 : 10～8 : 40
	武蔵境	7 : 00～8 : 30
	東小金井	7 : 00～8 : 30
	武蔵小金井	6 : 55～8 : 25
	国分寺	6 : 55～8 : 25
	西国分寺	6 : 50～8 : 20
	国立	6 : 50～8 : 20
	立川	6 : 45～8 : 15
	日野	6 : 40～8 : 10
	豊田	6 : 35～8 : 05
	八王子	6 : 35～8 : 05
	西八王子	6 : 25～7 : 55
	高尾	6 : 25～7 : 55
青 梅 線	立川	6 : 45～8 : 15
	西立川	6 : 45～8 : 15
	東中神	6 : 45～8 : 15
	中神	6 : 45～8 : 15
	昭島	6 : 45～8 : 15
	拝島	7 : 00～8 : 30
	牛浜	7 : 00～8 : 30
	福生	7 : 00～8 : 30
	羽村	6 : 55～8 : 25
	小作	6 : 50～8 : 20
	河辺	6 : 45～8 : 15
	東青梅	6 : 30～8 : 00
	青梅	6 : 30～8 : 00
	宮ノ平	6 : 20～7 : 50
	日向和田	6 : 20～7 : 50
	石神前	6 : 20～7 : 50
	二俣尾	6 : 10～7 : 40
	軍畑	6 : 10～7 : 40
	沢井	6 : 10～7 : 40
	御嶽	6 : 10～7 : 40
	川井	6 : 00～7 : 30
	古里	6 : 00～7 : 30
	鳩ノ巣	6 : 00～7 : 30
	白丸	5 : 50～7 : 20
奥多摩	5 : 50～7 : 20	

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

五日市線	拝島	7:00~8:30
	熊川	6:55~8:25
	東秋留	6:55~8:25
	秋川	6:45~8:15
	武蔵引田	6:45~8:15
	武蔵増戸	6:35~8:05
	武蔵五日市	6:35~8:05
東北本線	東京（新幹線用の乗換改札機を除きます）	7:30~9:00
	神田	7:40~9:10
	秋葉原	7:25~8:55
	御徒町	7:25~8:55
	上野（新幹線用の乗換改札機を除きます）	7:20~8:50
	鶯谷	7:25~8:55
	日暮里	7:25~8:55
	西日暮里	7:20~8:50
	田端	7:15~8:45
	上中里	7:15~8:45
	王子	7:15~8:45
	東十条	7:10~8:40
	赤羽	7:05~8:35
	川口	7:05~8:35
	西川口	7:00~8:30
	蕨	7:00~8:30
	南浦和	6:50~8:20
	浦和	6:50~8:20
	北浦和	6:50~8:20
	与野	6:45~8:15
	さいたま新都心	6:45~8:15
	大宮（新幹線用の乗換改札機を除きます）	6:45~8:15
	尾久	7:10~8:40
	北赤羽	7:30~9:00
	浮間舟渡	7:25~8:55
	戸田公園	7:25~8:55
	戸田	7:15~8:45
	北戸田	7:15~8:45
	武蔵浦和	7:00~8:30
	中浦和	7:00~8:30
	南与野	7:00~8:30
	与野本町	7:00~8:30
	北与野	6:55~8:25
常磐線	日暮里	7:25~8:55
	三河島	7:20~8:50
	南千住	7:20~8:50

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

	北千住	7:10~8:40
	綾瀬	7:10~8:40
	亀有	7:10~8:40
	金町	7:05~8:35
	松戸	7:05~8:35
	北松戸	6:55~8:25
	馬橋	6:55~8:25
	新松戸	6:50~8:20
	北小金	6:50~8:20
	南柏	6:45~8:15
	柏	6:50~8:20
	北柏	6:40~8:10
	我孫子	6:45~8:15
	天王台	6:40~8:10
	取手	6:40~8:10
総武本線	東京（新幹線用の乗換改札機を除きます）	7:30~9:00
	新日本橋	7:30~9:00
	馬喰町	7:25~8:55
	錦糸町	7:20~8:50
	亀戸	7:20~8:50
	平井	7:10~8:40
	新小岩	7:15~8:45
	小岩	7:05~8:35
	市川	7:05~8:35
	本八幡	6:55~8:25
	下総中山	6:55~8:25
	西船橋	6:50~8:20
	船橋	6:55~8:25
	東船橋	6:55~8:25
	津田沼	6:50~8:20
	幕張本郷	6:50~8:20
	幕張	6:35~8:05
	新検見川	6:30~8:00
	稲毛	6:40~8:10
	西千葉	6:25~7:55
	千葉	6:35~8:05
	両国	7:20~8:50
	浅草橋	7:20~8:50
	秋葉原	7:25~8:55
	御茶ノ水	7:40~9:10
	京葉線	東京（新幹線用の乗換改札機を除きます）
八丁堀		7:20~8:50
越中島		7:20~8:50

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

潮見	7 : 10～8 : 40
新木場	7 : 10～8 : 40
葛西臨海公園	7 : 10～8 : 40
舞浜	7 : 10～8 : 40
新浦安	7 : 05～8 : 35
市川塩浜	7 : 05～8 : 35
二俣新町	7 : 00～8 : 30
南船橋	7 : 00～8 : 30
新習志野	6 : 50～8 : 20
幕張豊砂	6 : 50～8 : 20
海浜幕張	6 : 50～8 : 20
検見川浜	6 : 45～8 : 15
稲毛海岸	6 : 45～8 : 15
千葉みなと	6 : 40～8 : 10
西船橋	6 : 50～8 : 20

別表第5号の6 (第3条) ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯 (東日本旅客鉄道株式会社以外)

1 東京臨海高速鉄道株式会社

線 区	駅	ピーク時間帯 (時刻は全て午前)
臨海副都心線 (りんかい線)	新木場	7:10~8:40
	東雲	7:15~8:45
	国際展示場	7:20~8:50
	東京テレポート	7:20~8:50
	天王洲アイル	7:25~8:55
	品川シーサイド	7:25~8:55
	大井町	7:30~9:00
	大崎	7:30~9:00

2 相模鉄道株式会社

線 区	駅	ピーク時間帯 (時刻は全て午前)
相鉄本線	横浜	7:00~8:30
	平沼橋	7:00~8:30
	西横浜	7:00~8:30
	天王町	7:00~8:30
	星川	7:00~8:30
	和田町	7:00~8:30
	上星川	7:00~8:30
	西谷	7:05~8:35
	鶴ヶ峰	7:05~8:35
	二俣川	6:55~8:25
	希望ヶ丘	6:55~8:25
	三ツ境	6:55~8:25
	瀬谷	6:55~8:25
	大和	6:50~8:20
	相模大塚	6:50~8:20
	さがみ野	6:50~8:20
	かしわ台	6:50~8:20
	海老名	6:40~8:10
	相鉄いずみ野線	二俣川
南万騎が原		6:55~8:25
緑園都市		6:55~8:25
弥生台		6:55~8:25
いずみ野		6:55~8:25
	いずみ中央	6:55~8:25

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

相鉄新横浜線	ゆめが丘	6:55~8:25
	湘南台	6:40~8:10
	西谷	7:05~8:35
	羽沢横浜国大	7:05~8:35
	新横浜	設定なし

3 東京地下鉄株式会社

線 区	駅	ピーク時間帯 (時刻は全て午前)
銀座線	浅草・渋谷間の各駅	7:40~8:20
丸ノ内線	池袋・荻窪間の各駅	7:40~8:20
	中野坂上・方南町間の各駅	7:40~8:20
日比谷線	北千住	7:10~8:40
	南千住・恵比寿間の各駅	7:40~8:20
	中目黒	設定なし
東西線	中野	7:30~9:00
	落合・原木中山間の各駅	7:40~8:20
	西船橋	6:50~8:20
千代田線	北綾瀬	7:40~8:20
	綾瀬	7:10~8:40
	北千住	7:10~8:40
	町屋	7:40~8:20
	西日暮里	7:20~8:50
	千駄木・代々木公園間の各駅	7:40~8:20
	代々木上原	設定なし
有楽町線	和光市	設定なし
	地下鉄成増・飯田橋間の各駅	7:40~8:20
	市ヶ谷	7:40~9:10
	麴町・新木場間の各駅	7:40~8:20
半蔵門線	渋谷	設定なし
	表参道・錦糸町間の各駅	7:40~8:20
	押上	7:00~8:30
南北線	目黒	設定なし
	白金台・四ツ谷間の各駅	7:40~8:20
	市ヶ谷	7:40~9:10
	飯田橋・赤羽岩淵間の各駅	7:40~8:20
副都心線	小竹向原・明治神宮前間の各駅	7:40~8:20
	渋谷	設定なし

4 東武鉄道株式会社

線 区	駅	ピーク時間帯 (時刻は全て午前)
伊勢崎線	浅草	6:55~8:25

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

	とうきょうスカイツリー	7:00～8:30
	押上	7:00～8:30
	曳舟	7:05～8:35
	東向島	7:05～8:35
	鐘ヶ淵	7:10～8:40
	堀切	7:10～8:40
	牛田	7:10～8:40
	北千住	7:10～8:40
	小菅	7:00～8:30
	五反野	7:00～8:30
	梅島	7:00～8:30
	西新井	7:00～8:30
	竹ノ塚	6:55～8:25
	谷塚	6:55～8:25
	草加	6:55～8:25
	獨協大学前	6:45～8:15
	新田	6:45～8:15
	蒲生	6:45～8:15
	新越谷	6:45～8:15
	越谷	6:45～8:15
	北越谷	6:40～8:10
	大袋	6:40～8:10
	せんげん台	6:35～8:05
	武里	6:30～8:00
	一ノ割	6:30～8:00
	春日部	6:30～8:00
亀戸線	曳舟	7:05～8:35
	小村井	6:50～8:20
	東あずま	6:50～8:20
	亀戸水神	6:45～8:15
	亀戸	6:45～8:15
大師線	西新井	7:00～8:30
	大師前	7:00～8:30

別表第5号の7 (第35条) 東京附近における大人の IC 運賃を特定の額とする区間及び額

(円)		(円)		(円)	
区 間	IC 運賃	区 間	IC 運賃	区 間	IC 運賃
東 京・西船橋	308	東中野・高尾	561	高輪ゲートウェイ・久里浜	935
上 野・成 田	935	東中野・西八王子	561	高輪ゲートウェイ・横須賀	814
上 野・下総松崎	935	東中野・八王子	482	高輪ゲートウェイ・田 浦	814
上 野・安 食	935	東中野・豊 田	482	高輪ゲートウェイ・東 逗子	814
上 野・小 林	935	東中野・拝 島	473	品 川・久里浜	935
鶯 谷・成 田	935	中 野・高尾	561	品 川・衣 笠	814
鶯 谷・下総松崎	935	中 野・西八王子	561	品 川・横須賀	814
鶯 谷・安 食	935	中 野・八王子	482	品 川・田 浦	814
鶯 谷・小 林	935	高円寺・高尾	561	品 川・東 逗子	814
日暮里・成 田	935	高円寺・八王子	482	品 川・逗 子	726
日暮里・下総松崎	935	阿佐ヶ谷・高尾	561	品 川・横 浜	293
日暮里・安 食	935	阿佐ヶ谷・八王子	482	品 川・東神奈川	293
三河島・成 田	935	渋 谷・吉祥寺	220	品 川・新子安	293
三河島・下総松崎	935	渋 谷・桜木町	473	大井町・久里浜	935
三河島・安 食	935	渋 谷・横 浜	396	大井町・衣 笠	814
南千住・成 田	935	渋 谷・東神奈川	396	大井町・横須賀	814
南千住・下総松崎	935	渋 谷・新子安	396	大井町・田 浦	814
南千住・安 食	935	恵比寿・横 浜	396	大井町・逗 子	726
北千住・成 田	935	恵比寿・東神奈川	396	大井町・横 浜	293
北千住・下総松崎	935	目 黒・横 浜	396	大井町・東神奈川	293
綾 瀬・成 田	935	新 橋・久里浜	935	大井町・新子安	293
綾 瀬・下総松崎	935	新 橋・衣 笠	935	大 森・衣 笠	814
亀 有・成 田	935	新 橋・横須賀	935	大 森・横須賀	814
金 町・成 田	935	新 橋・田 浦	814	大 森・横 浜	293
新 宿・高尾	561	新 橋・東 逗子	814	大 森・東神奈川	293
新 宿・西八王子	561	新 橋・逗 子	814	蒲 田・衣 笠	814
新 宿・八王子	482	浜松町・久里浜	935	西大井・久里浜	935
新 宿・豊 田	482	浜松町・衣 笠	935	西大井・衣 笠	814
新 宿・日 野	482	浜松町・横須賀	814	西大井・横須賀	814
新 宿・拝 島	473	浜松町・田 浦	814	西大井・田 浦	814
新 宿・昭 島	473	浜松町・東 逗子	814	西大井・逗 子	726
新 宿・中 神	473	浜松町・逗 子	814	西大井・横 浜	293
大久保・高尾	561	田 町・久里浜	935	西大井・東神奈川	293
大久保・西八王子	561	田 町・衣 笠	935	西大井・新子安	293
大久保・八王子	482	田 町・横須賀	814	武蔵小杉・衣 笠	814
大久保・豊 田	482	田 町・田 浦	814	横 浜・田 浦	473
大久保・拝 島	473	田 町・東 逗子	814	横 浜・逗 子	346
大久保・昭 島	473	田 町・逗 子	814	横 浜・鎌 倉	346
				保土ヶ谷・逗 子	346

(注) 旅客規則第140条第1項第1号に規定する区間に該当する場合は、表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

別表第5号の8（第37条の2） 大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃

1 東京山手線内相互発着となる場合

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,350	9,570	16,130	11	5,040	14,360	24,190	21	8,670	24,740	41,650	31	11,920	33,990	59,120
2	3,350	9,570	16,130	12	5,040	14,360	24,190	22	8,670	24,740	41,650	32	12,220	34,860	59,120
3	3,350	9,570	16,130	13	5,040	14,360	24,190	23	8,670	24,740	41,650	33	12,310	35,100	59,120
4	4,190	11,970	20,150	14	5,040	14,360	24,190	24	8,670	24,740	41,650	34	12,310	35,100	59,120
5	4,190	11,970	20,150	15	5,040	14,360	24,190	25	8,670	24,740	41,650	35	12,310	35,100	59,120
6	4,190	11,970	20,150	16	6,710	19,150	32,250	26	10,390	29,650	51,050				
7	4,470	12,750	21,490	17	6,710	19,150	32,250	27	10,640	30,310	51,050				
8	4,470	12,750	21,490	18	6,710	19,150	32,250	28	10,640	30,310	51,050				
9	4,470	12,750	21,490	19	6,710	19,150	32,250	29	10,640	30,310	51,050				
10	4,470	12,750	21,490	20	6,710	19,150	32,250	30	10,640	30,310	51,050				

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

2 東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合(東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

(円)

営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月	営業 キロ	1 箇月	3 箇月	6 箇月
1	3,350	9,570	16,130	26	11,810	33,690	57,780	51	19,870	56,610	107,270	76	28,980	82,620	154,520
2	3,350	9,570	16,130	27	12,040	34,310	57,780	52	20,240	57,720	109,340	77	29,310	83,560	154,520
3	3,350	9,570	16,130	28	12,040	34,310	57,780	53	20,570	58,610	111,050	78	29,690	84,650	154,520
4	4,190	11,970	20,150	29	12,040	34,310	57,780	54	21,000	59,840	114,200	79	30,080	85,740	154,520
5	4,190	11,970	20,150	30	12,040	34,310	57,780	55	21,330	60,790	114,200	80	30,460	86,830	154,520
6	4,190	11,970	20,150	31	13,690	39,040	68,520	56	21,700	61,870	114,200	81	31,000	88,360	167,450
7	4,470	12,750	21,490	32	14,060	40,100	68,520	57	22,030	62,780	114,200	82	31,370	89,410	169,410
8	4,470	12,750	21,490	33	14,280	40,680	68,520	58	22,450	64,010	114,200	83	31,730	90,450	171,360
9	4,470	12,750	21,490	34	14,280	40,680	68,520	59	22,780	64,940	114,200	84	32,100	91,510	173,390
10	4,470	12,750	21,490	35	14,280	40,680	68,520	60	23,150	66,000	114,200	85	32,530	92,730	176,020
11	5,590	15,940	26,870	36	15,480	44,140	79,270	61	23,460	66,900	126,780	86	32,910	93,780	176,020
12	5,590	15,940	26,870	37	15,850	45,180	79,270	62	23,810	67,870	128,580	87	33,270	94,830	176,020
13	5,590	15,940	26,870	38	16,160	46,070	79,270	63	24,200	68,980	130,700	88	33,640	95,870	176,020
14	5,590	15,940	26,870	39	16,450	46,890	79,270	64	24,530	69,940	132,520	89	34,000	96,910	176,020
15	5,590	15,940	26,870	40	16,510	47,070	79,270	65	24,990	71,230	134,360	90	34,360	97,940	176,020
16	7,830	22,340	37,620	41	17,200	49,040	88,680	66	25,310	72,170	134,360	91	34,660	98,800	187,180
17	7,830	22,340	37,620	42	17,460	49,800	88,680	67	25,660	73,130	134,360	92	35,070	99,960	189,410
18	7,830	22,340	37,620	43	17,720	50,520	88,680	68	26,060	74,260	134,360	93	35,400	100,870	191,130
19	7,830	22,340	37,620	44	18,090	51,570	88,680	69	26,450	75,360	134,360	94	35,810	102,070	193,400
20	7,830	22,340	37,620	45	18,360	52,330	88,680	70	26,840	76,490	134,360	95	36,120	102,980	196,170
21	10,070	28,720	48,370	46	18,410	52,500	99,440	71	27,060	77,120	146,120	96	36,530	104,140	196,170
22	10,070	28,720	48,370	47	18,650	53,180	99,440	72	27,510	78,420	148,600	97	36,940	105,320	196,170
23	10,070	28,720	48,370	48	18,950	54,020	99,440	73	27,830	79,330	150,310	98	37,280	106,250	196,170
24	10,070	28,720	48,370	49	19,200	54,700	99,440	74	28,230	80,460	152,420	99	37,680	107,380	196,170
25	10,070	28,720	48,370	50	19,440	55,420	99,440	75	28,530	81,310	154,520	100	38,090	108,560	196,170

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。

3 東京附近における最短経路の大人 Suica 時差通勤定期旅客運賃を特定の額とする区間及び額

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
東 京・西 船 橋	7,830	22,340	37,620	新 橋・逗 子	19,530	55,670	99,440
新 宿・高 尾	14,280	40,680	68,520	浜 松 町・久 里 浜	23,350	66,570	114,200
新 宿・西八王子	14,280	40,680	68,520	浜 松 町・衣 笠	23,350	66,570	114,200
新 宿・八 王 子	12,310	35,100	59,120	浜 松 町・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
新 宿・豊 田	12,310	35,100	59,120	浜 松 町・田 浦	19,510	55,600	99,440
新 宿・日 野	12,310	35,100	59,120	浜 松 町・東 逗 子	19,510	55,600	99,440
新 宿・拝 島	12,040	34,310	57,780	浜 松 町・逗 子	19,510	55,600	99,440
新 宿・昭 島	12,040	34,310	57,780	田 町・久 里 浜	23,350	66,570	114,200
新 宿・中 神	12,040	34,310	57,780	田 町・衣 笠	23,350	66,570	114,200
大 久 保・高 尾	14,280	40,680	68,520	田 町・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
大 久 保・西八王子	14,280	40,680	68,520	田 町・田 浦	19,510	55,600	99,440
大 久 保・八 王 子	12,310	35,100	59,120	田 町・東 逗 子	19,510	55,600	99,440
大 久 保・豊 田	12,310	35,100	59,120	田 町・逗 子	19,510	55,600	99,440
大 久 保・拝 島	12,040	34,310	57,780	讜 谷・トウエイ・久 里 浜	23,350	66,570	114,200
大 久 保・昭 島	12,040	34,310	57,780	讜 谷・トウエイ・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
東 中 野・高 尾	14,280	40,680	68,520	讜 谷・トウエイ・田 浦	19,510	55,600	99,440
東 中 野・西八王子	14,280	40,680	68,520	讜 谷・トウエイ・東 逗 子	19,510	55,600	99,440
東 中 野・八 王 子	12,310	35,100	59,120	品 川・久 里 浜	23,350	66,570	114,200
東 中 野・豊 田	12,310	35,100	59,120	品 川・衣 笠	19,530	55,670	99,440
東 中 野・拝 島	12,040	34,310	57,780	品 川・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
中 野・高 尾	14,280	40,680	68,520	品 川・田 浦	19,510	55,600	99,440
中 野・西八王子	14,280	40,680	68,520	品 川・東 逗 子	19,510	55,600	99,440
中 野・八 王 子	12,310	35,100	59,120	品 川・逗 子	18,270	52,070	88,680
高 円 寺・高 尾	14,280	40,680	68,520	品 川・横 浜	7,270	20,740	34,930
高 円 寺・八 王 子	12,310	35,100	59,120	品 川・東神奈川	7,270	20,740	34,930
阿 佐 ヶ 谷・高 尾	14,280	40,680	68,520	品 川・新 子 安	7,270	20,740	34,930
阿 佐 ヶ 谷・八 王 子	12,310	35,100	59,120	大 井 町・久 里 浜	23,350	66,570	114,200
渋 谷・吉 祥 寺	5,590	15,940	26,870	大 井 町・衣 笠	19,530	55,670	99,440
渋 谷・桜 木 町	12,040	34,310	57,780	大 井 町・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
渋 谷・横 浜	10,070	28,720	48,370	大 井 町・田 浦	19,510	55,600	99,440
渋 谷・東神奈川	10,070	28,720	48,370	大 井 町・逗 子	18,270	52,070	88,680
渋 谷・新 子 安	10,070	28,720	48,370	大 井 町・横 浜	7,270	20,740	34,930
恵 比 寿・横 浜	10,070	28,720	48,370	大 井 町・東神奈川	7,270	20,740	34,930
恵 比 寿・東神奈川	10,070	28,720	48,370	大 井 町・新 子 安	7,270	20,740	34,930
目 黒・横 浜	10,070	28,720	48,370	大 森・衣 笠	19,530	55,670	99,440
新 橋・久 里 浜	23,350	66,570	114,200	大 森・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
新 橋・衣 笠	23,350	66,570	114,200	大 森・横 浜	7,270	20,740	34,930
新 橋・横 須 賀	23,350	66,570	114,200	大 森・東神奈川	7,270	20,740	34,930
新 橋・田 浦	19,530	55,670	99,440	蒲 田・衣 笠	19,530	55,670	99,440
新 橋・東 逗 子	19,530	55,670	99,440	西 大 井・久 里 浜	23,350	66,570	114,200

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則

(円)

区 間	1 箇月	3 箇月	6 箇月
西大井・衣 笠	19,530	55,670	99,440
西大井・横 須 賀	19,510	55,600	99,440
西大井・田 浦	19,510	55,600	99,440
西大井・逗 子	18,270	52,070	88,680
西大井・横 浜	7,270	20,740	34,930
西大井・東神奈川	7,270	20,740	34,930
西大井・新子安	7,270	20,740	34,930
武蔵小杉・衣 笠	19,530	55,670	99,440
横 浜・田 浦	12,040	34,310	57,780
横 浜・逗 子	8,670	24,740	41,650
横 浜・鎌 倉	8,670	24,740	41,650
保土ヶ谷・逗 子	8,670	24,740	41,650

(注) 表中の運賃に鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する。